

鳥越小学校
いじめ防止基本方針

令和8年4月 改訂

白山市立鳥越小学校

目次

はじめに

いじめの定義

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの理解
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対処
- (5) 地域や家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

2 いじめの防止等のための対策

(1) 市教委が実施する施策

- 道徳教育及び体験活動等の推進
- 児童生徒の主体的な取組の推進
- 児童生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
- 学校における毎月のいじめアンケートの推進
- 相談体制、指導体制の整備
- いじめの防止のための対策に関する教職員研修の充実
- ネットいじめ等の防止と啓発活動の推進
- いじめに対する措置
- 出席停止の手続き
- 学校評価の留意点
- 学校運営改善の支援

(2) 学校が実施する施策

- 組織等の設置
- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校いじめ防止基本方針の内容と留意点
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の報告
- (3) 市教委又は学校による調査
- (4) 調査結果の提供・報告
- (5) 市長による再調査及び措置
- (6) その他の留意事項

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 市の基本方針策定の見直し
- (2) 学校いじめ防止基本方針の公表

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔留意事項〕

○ 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起ったときのいじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校のいじめ問題対策チームを活用して行う。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

○ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのこと

を知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

〔具体的ないじめの態様〕

- ア 冷やかしやからかい
- イ 軽いぶつかり
- ウ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- エ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- オ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- カ 金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

◇ 授業や行事で自己有用感を感じさせる

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

◇ 軽微だと思われる事案も積極的に認知し、解決に向けて対応する

◇ 本人・保護者による発見のきっかけ

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合やいじめが疑われる場合は、学校は

直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、学校は家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

- ◇ 謝罪をゴールとしない
- ◇ いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続している

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめの防止等のための対策

市教委が実施する施策

- 道徳教育及び体験活動等の推進
児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を推進する。
- 児童生徒の主体的な取組の推進

児童生徒が学級活動や児童生徒会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導を支援する。

- 児童生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する。
- 学校における毎月のいじめアンケートの推進
いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査、個人面談その他必要な措置を推進する。また、アンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。
- 相談体制、指導体制の整備
児童生徒・保護者・教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、関係機関との連携等の体制整備を図る。いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- いじめの防止のための対策に関する教職員研修の充実
全ての教職員の共通理解を図るため、毎年、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。
- ネットいじめ等の防止と啓発活動の推進
児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- いじめに対する措置
 - ・ 報告を受けたときは、必要に応じ、指導主事等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣、警察等の関係機関との連携等、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。また、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことをあらかじめ周知するとともに、学校からの報告に係る事案について必要な調査を行う。
 - ・ いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出

席停止の措置を行った場合には、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

- 出席停止の手続き
出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、学校や保護者へ周知を図る。
- 学校評価の留意点
学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう必要な指導・助言を行う。
- 学校運営改善の支援
 - ・教職員がいじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
 - ・**学校運営協議会委員**、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携、協働を進める。

学校が実施する施策 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 主な施策

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童の主体的な取り組みの推進
児童が学級活動や児童会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。
- ③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。
いじめ加害行為の**抑止**にもつなげる。
- ④ 毎月のいじめアンケートの実施と面談の実施
※アンケート結果は卒業後3年間保管する
いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。また、合わせて定期的に面談を実施する。
- ⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。
- ⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。

⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザー（警察OBや退職校長等）により構成される。

① 構成員 ※本年度のメンバーは別紙資料参照

校長をトップに、（教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等とし、事情により必要と思われる教職員を加え）構成する。

② 機能・役割

ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

ウ 基本方針の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知

エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応

カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

キ 基本方針の策定から3年を目途に見直しを検討する

(3) 重大事態への対処

重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ① 重大事態が発生した場合、市教委へ、事態発生について報告する。
- ② 個別案件対応班による調査

いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために、速やかに、個別案件対応班を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

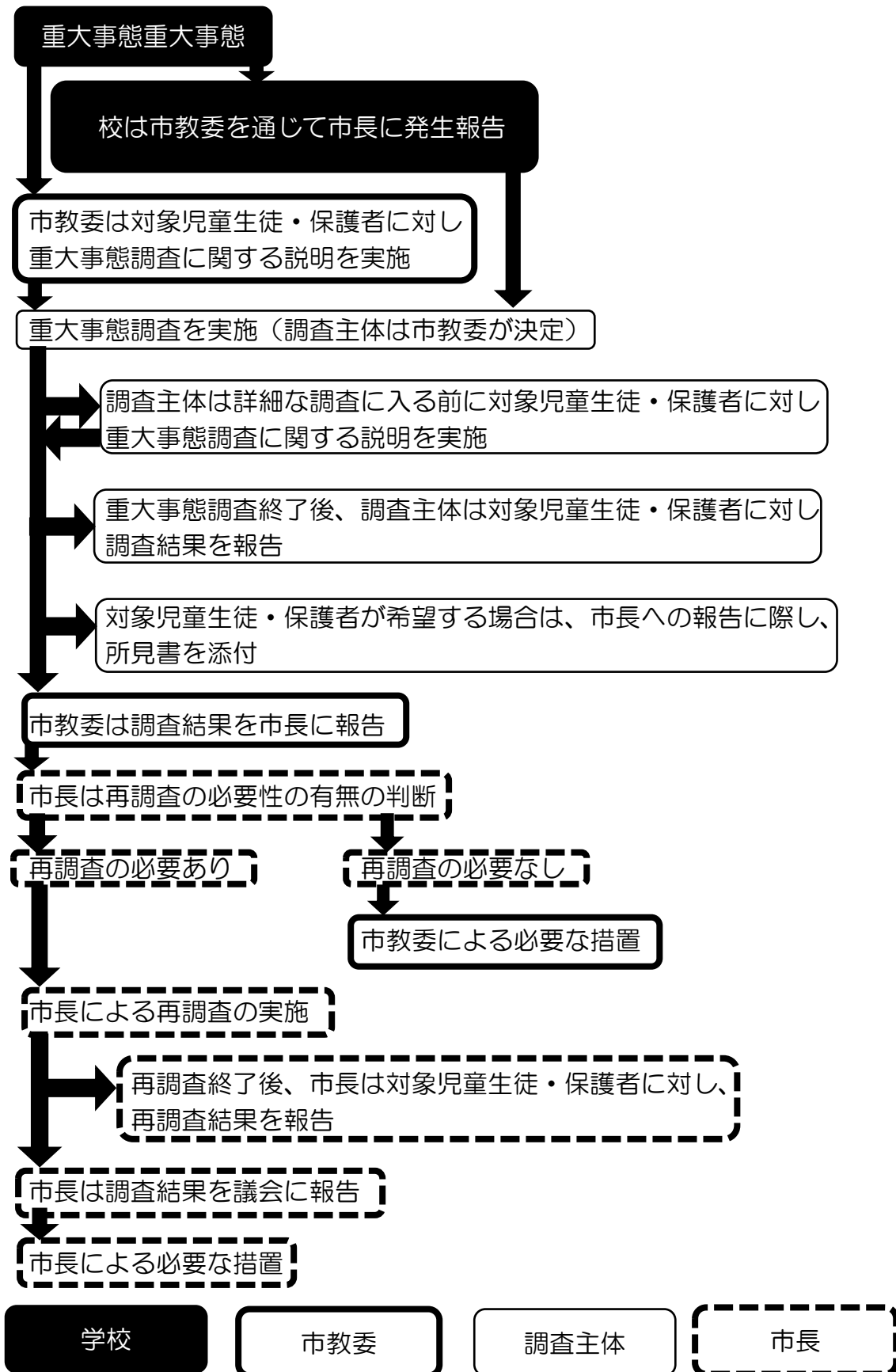
児童の入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

④ 調査結果の報告

ア 調査結果は市教委に報告する。【様式1】

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

<重大事態調査の流れ>



3 いじめ防止に向けた年間計画

→作成・**実行**・検証・修正を行う。

月	取組内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・「いじめ問題対応組織」「いじめ防止に向けて」の確認 ・児童理解の会（前年度の実態確認） ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・こころのカードポスト（オープンハートカード）の設置
5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち帰りいじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童理解の会の実施 ・いじめ対応研修①（いじめ対応アドバイザー招聘）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士によるいじめ防止授業（4年）・児童理解の会の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・1学期面談（児童対象）の実施（通知簿渡し前）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・児童との電話連絡
9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち帰りいじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童理解の会の実施 ・いじめ対応研修②（いじめ対応アドバイザー招聘）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・認め合いの活動の推進 ・児童理解の会の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童理解の会の実施 ・2学期面談（児童対象）の実施（通知簿渡し前）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・認め合いの活動の推進 ・児童理解の会の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち帰りいじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童理解の会の実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・認め合いの活動の推進 ・児童理解の会の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・3学期面談（児童対象）の実施（通知簿渡し前）